

	工事契約基準（旧）		収益認識基準（新）	
会計処理	A	B	A	B
	工事進行基準	工事完成基準	一定期間にわたり 充足される履行義務	一時点で 充足される履行義務
	工事進捗度に従い、一定 の期間にわたって収益を 認識	工事の完成・引渡し時の 一時点で全ての収益を認 識	履行義務の充足度合いに よって、一定の期間にわ たって収益を認識	完全に履行義務が充足さ れた一時点で収益を認識
判定基準	工事契約について、以下の3点を全て満たすか否 か（全て満たす⇒A、一つでも満たさない⇒B）。 ☒ 工事収益総額 ☒ 工事原価総額 ☒ 決算日における工事進捗度 ▶ 工事進捗度を信頼性をもって見積不可 工事完成基準を適用する。		履行義務が、下記のいずれに該当するか。 ☒ 一定の期間にわたり充足される履行義務（A） ☒ 一時点で充足される履行義務（B） ▶ 工事進捗度を信頼性をもって見積不可（※） 原価回収基準で収益を計上する。 ただし、契約が初期段階で進捗度を合理的に見 積もることができない場合、原価回収基準を用 いないことも認められる。 ※発生費用を回収できる見込みがある場合に限る	

！
収益認識基準特有の会計処理